

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 芦北町災害対策本部

災害対策本部は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災活動の実施と他の防災関係機関との調整を行うため、芦北町災害対策本部条例(平成17年芦北町条例第17号)に基づき町長が設置する。

2 設置基準

災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次のいずれかに該当する場合とする。

なお、災害対策本部の設置場所については、芦北町役場本庁を主とし、国、他県、防災関係機関等からの連絡員の派遣に備え、災害対策本部室とは別にテレビ会議を活用するなど十分なスペースや手段を確保しておくものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

更に、本庁舎が被災し使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定(確保)する。

(1) 災害対策本部

- ① 避難指示が発令された場合。
- ② 災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合。
- ③ 前記のほか、激甚災害等で特に応急対策を実施する必要があると町長が認める場合
- ④ 県災害対策本部又は芦北地方災害対策本部が設置され、本町の地域の一部又は全部において、特に応急対策を実施する必要があるとき。

(2) 現地災害対策本部

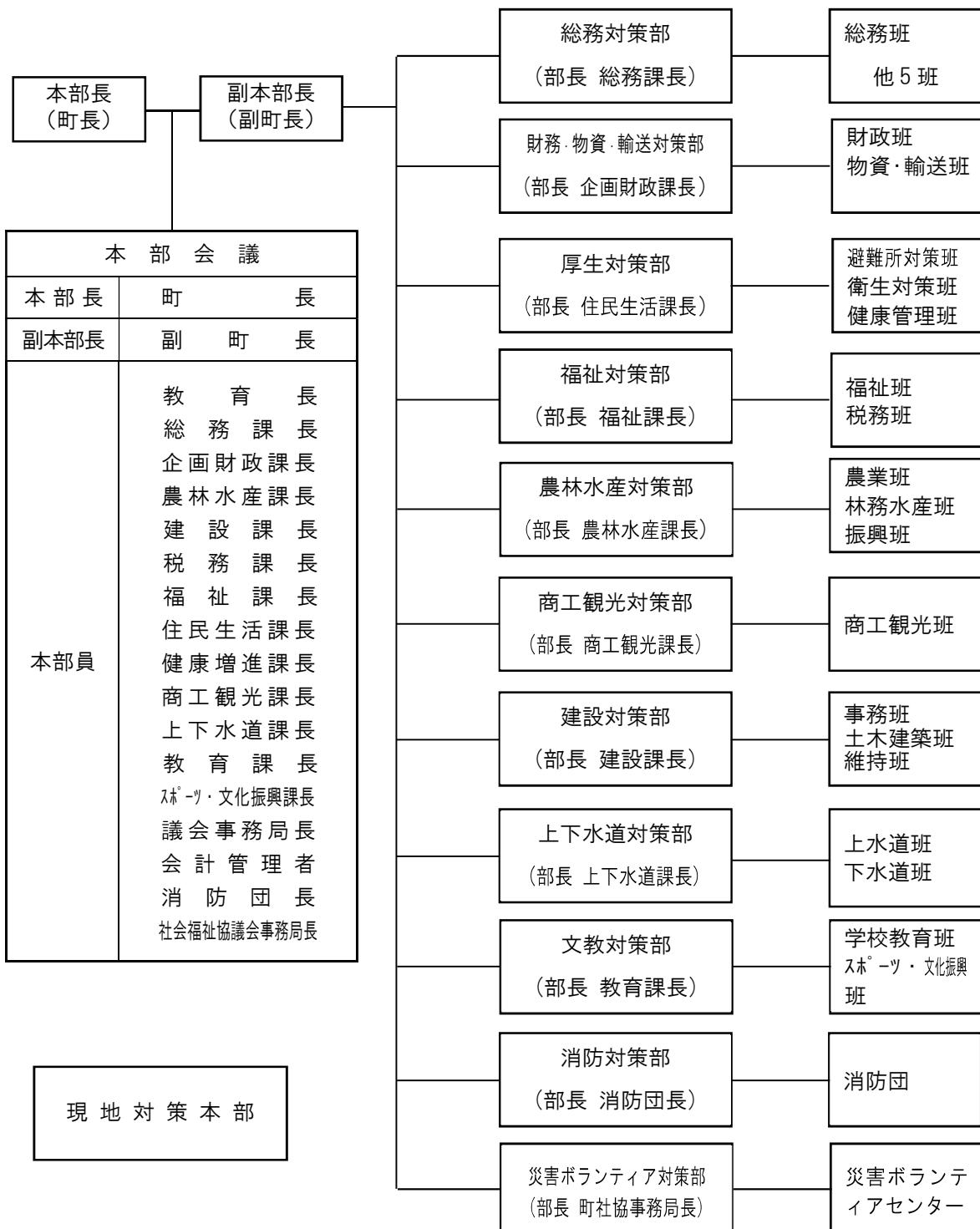
災害地が町災害対策本部から遠隔の場合、又は本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要と認められる場合に主要災害地に本部長の指示により設置する。

- ① 現地対策本部には、応急対策又は救助・救護を担当する者のほか、総務班及び広報班から現地情報収集活動及び被害状況等並びに現地での協力機関との調整をする者を配置することができる。
- ② 現地災害対策本部長(災害対策本部長が指名する者)は、現地災害対策本部を掌理し、各防災関係協力機関や他自治体からの応援隊等の指揮を行う。

3 組織、編成及び分掌事務

芦北町災害対策本部の組織、編成及び事務分掌は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部組織



(2)編成及び事務分掌

① 災害対策部

ア)本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは、災害対策部を置く。ただし、災害の種類又は規模により、必要な対策部のみを置くことができる。

イ)災害対策部に対策部長、班長、班員を置く。

ウ)災害対策部長は、部員(各課長及び室長等)とし、班長、班員は職員のうちから関係課等を考慮して、本部長が指名する。

エ)各対策部において必要な対策等を樹立したときは、その内容を本部に合議するものとし、本部は必要に応じてその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。

② 町災害対策本部の協議事項

本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。

ア)災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

イ)自衛隊の派遣要請に関する事項

ウ)災害救助法の発動要請に関する事項

エ)その他重要事項

③ 災害対策部の事務分掌

各対策部の事務分掌は次のとおりとし、事務の詳細な内容は、「災害時行動マニュアル」等を参照するものとする。なお、事務遂行上、他の対策部と連携が必要なものや下記に記載がない新たな業務が発生した場合については、その都度協議して主に担当する対策部等を決めるものとする。

対策部名	班 名	事務分掌	班員
総務対策部 長:総務課長 副:総務課審議員 副:総務課長補佐	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・電話などによる情報収集に関すること ・職員の動員・派遣に関する事項 ・職員の安否確認、参集状況の把握 ・受援体制に関すること ・災害義援金の受入 ・男女共同参画に関すること ・その他班に属さないこと 	総務係(5人) 文書法規係(2人)
	防災班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関する事項 ・気象情報、河川水位などの情報収集に関すること ・消防団の活動に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・各部、各関係機関との連絡調整に関すること ・被災証明書に関すること(自動車など) 	危機管理防災室(4人)
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動に関する事項、災害記録写真に係ること ・マスメディア対応、災害情報発信に関する事項 	秘書広報室(3人)

第3章 災害応急対策計画

対策部名	班 名	事務分掌	班員
総務対策部 長:総務課長 副:総務課審議員 副:総務課長補佐	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、被害状況の取りまとめに関すること ・報道資料の作成に関すること ・通信機能の統制、管理、運用に関すること ・行政データのバックアップに関すること 	情報管理係(2人)
	施設等管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の確保、配置に関すること ・町有施設の安全確保の確認に関すること ・ライフラインの確保に関すること 	監理管財係(4人)
	支所班	<ul style="list-style-type: none"> ・田浦支所・各出張所の維持管理に関すること ・避難所運営への引継等 	田浦支所・各出張所(5人)
財務・物資・輸送対策部 長:企画財政課長 副:議会事務局長 副:会計管理者 副:企画財政課長 補佐	財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の予算措置に関すること ・災害応急物資の調達に関すること ・ふるさと寄附金受入に関すること ・災害に関する支出に関すること ・義援金等現金の保管に関すること 	財政係(4人) 会計室(3人)
	物資・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ・プッシュ型など支援物資の受入 ・救援物資等の受入・配分 ・物資受入拠点施設に関すること ・各施設(避難所)への食料等の輸送に関すること ・議会議員の安否に関すること 	復興創生推進室(7人) 議会事務局(2人)
厚生対策部 長:住民生活課長 副:健康増進課長 副:住民生活課長 補佐 副:健康増進課長 補佐	避難所対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の保護収容及び避難所運営に関すること ・避難施設(被災者)及び出動職員への炊出し、食糧の調達・配分、食品衛生に関すること 	総合窓口係(5人) 医療年金係(7人)
	衛生対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみ、一般ごみ処理の搬入・搬出に関すること ・被災家屋等の防疫に関すること ・被災家屋のし尿処理に関すること ・公費解体に関すること ・動物の保護、収容に関すること 	環境対策係(3人) 清掃センター(4人)
	健康管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健機関との連絡調整に関すること ・避難施設(被災者)の健康管理に関すること ・職員の健康管理に関すること ・感染症防止及び発生時の対策に関すること 	健康づくり推進係(2人) 健康管理係(4人)

第3章 災害応急対策計画

対策部名	班 名	事務分掌	班員
福祉対策部 長:福祉課長 副:税務課長 副:福祉課長補佐 副:税務課長補佐	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること ・日赤との連絡調整に関すること ・社会福祉施設等の被害状況の収集に関すること ・避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に関すること ・避難先社会福祉施設の連絡調整に関すること ・応急住宅に関すること 	社会福祉係(2人) 児童家庭係(5人) 介護高齢者福祉係(5人) 障がい者福祉係(4人)
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明に関すること ・住家・非住家被害調査の実施、判定 ・住家・非住家被害の取りまとめに関すること 	住民税係(5人) 固定資産税係(4人) 収納係(3人)
農林水産対策部 長:農林水産課長 副:農林水産課長 補佐	農業班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害農家に対する金融対策に関すること ・農産物、農業施設等の被害の取りまとめに関すること ・農産物、農業施設等の災害対策に関すること ・農作物、家畜及び家きんの災害対策に関すること ・被災証明書に関すること(農業用施設など) ・物資輸送の応援に関すること 	農政係(5人) 農業委員会係(2人)
	林務水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・林道、林地、治山施設等の被害の取りまとめに関すること ・林道、林地、治山施設等の応急対策に関すること ・被害林家に対する金融対策に関すること ・水産業者に対する金融対策に関すること ・物資輸送の応援に関すること 	林務水産係(5人)
	振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設・漁港施設等の被害の取りまとめに関すること ・農地・農業用施設・漁港施設の応急対策、復旧に関すること ・農道・林道・漁港施設等の災害対策に関すること ・農地・農業用施設等受益者に対する金融対策に関すること 	振興係(4人)

対策部名	班 名	事務分掌	班員
商工観光対策部 長:商工観光課長 副:商工観光課長補佐	商工観光班 税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・商工・観光業者の被災状況の調査に関すること ・商工観光施設の被害調査、取りまとめに関すること ・罹災業者に対する金融対策に関すること ・商工観光関係機関との連絡調整に関すること ・被災証明書に関すること(商工業施設など) ・物資輸送の応援に関すること ・住家・非住家被害調査の応援に関すること ・広域防災拠点「道の駅たのうら」の運営支援に関すること 	商工振興係(3人) 観光振興係(4人) 温泉観光センター(2人) 芦北海浜総合公園(2人)
建設対策部 長:建設課長 副:建設課長補佐	事務班	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の被害の取りまとめに関すること ・公営住宅の災害予防及び応急修理に関すること ・土木災害応急資材等の調達に関すること ・公共施設災害に係る関係課との連絡調整に関すること 	計画係(5人) 住宅係(3人)
	土木建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木(道路・河川)の被害調査に関すること ・公共土木(道路・河川)の応急対策・復旧に関すること ・町道における交通途絶時の迂回路設定に関すること ・河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事項 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること 	土木係(4人) 建築係(3人)
	維持班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資機材の輸送に関すること ・所管する被害道路の応急復旧に関すること 	維持係(4人)
上下水道対策部 長:上下水道課長 副:上下水道課長補佐	上水道班 下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保、供給に関すること ・給水車などの飲料水の確保に関すること ・上水道施設の災害対策に関すること ・生活排水処理、農業集落排水施設の災害対策に関すること 	水道係(4人) 下水道係(3人)
文教対策部 長:教育課長 副:スポーツ・文化振興課長 副:教育課長補佐 副:スポーツ・文化振興課長補佐	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の応急教育対策に関すること ・教育施設の災害状況調査に関すること ・学校用教科書、学用品等の斡旋調達に関すること ・教育施設の災害対策に関すること ・児童生徒に対する心のケアに関すること ・物資輸送の応援に関すること ・住家・非住家被害調査の応援に関すること 	教育課(6人)

対策部名	班 名	事務分掌	班員
文教対策部 長:教育課長 副:スポーツ・文化振興課長 副:教育課長補佐 副:スポーツ・文化振興課長補佐	スポーツ・文化振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育・社会体育施設の災害状況調査に関すること ・社会教育・社会体育施設の災害対策に関すること ・文化財の災害状況調査に関すること ・物資輸送の応援に関すること ・住家・非住家被害調査の応援に関すること 	スポーツ・文化振興課(16人)
消防対策部 長:消防団長 副:消防副団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・危険個所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関すること ・水害や火災等の警戒防御に関すること ・消防団(水防団)に関すること ・消防本部との連携に関すること 	各分団長
災害ボランティア対策部 長:社協事務局長 副:社協総務課長	災害ボランティアセンター	・災害ボランティアの受入、総合調整に関すること	社会福祉協議会

④ 現地災害対策本部

- ア)現地災害対策本部長は、災害対策副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- イ)現地対策本部員は、災害対策副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ウ)現地対策本部は、町本部と緊密な連絡を保ちつつ、被害等の把握を行うとともに、緊急を要する応急対策を実施する。

第2節 動員計画

1 動員体制の整備

関係機関及び本町の各所属長は、災害発生の恐れ又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底し相互に協調するよう努めるものとする。

2 町職員の警戒配備体制

体制	警戒準備	第一次警戒配備	第二次警戒配備	第三次警戒配備	第四次警戒配備
警戒レベル	警戒レベル2～3	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5	
本部（責任者）	一	一	災害警戒本部 (総務課長)	災害対策本部 (町長)	災害対策本部 (町長)
避難情報		予防的避難	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
※暴風、波浪は、警戒レベルと紐づいていない情報	大雨注意報	大雨警報	大雨警報	土砂災害警戒情報	大雨特別警報
	洪水注意報	洪水警報	洪水警報	顕著な大雨に関する情報	暴風特別警報
	線状降水帯予測情報	高潮注意報	高潮注意報（警報予告付）	記録的短時間大雨情報	波浪特別警報
	高潮注意報	暴風・暴風雪警報	高潮警報	高潮警報	
		波浪警報	暴風・暴風雪警報	高潮特別警報	
		大雪警報	波浪警報		
	累加雨量	100mm	200mm	200mm以上	
予想降水量	50mm以上／h 200mm以上／24h				
キキクル (土砂・浸水・洪水)		黄	赤	紫	黒
基準（気象情報等）	河川水位情報	水防団待機水位超過 (氾濫注意水位に到達する見込みがある場合)	氾濫注意水位超過 (避難判断水位に到達する見込みがある場合)	避難判断水位超過 (氾濫危険水位に到達する見込みがある場合)	氾濫危険水位超過 計画高水位超過
	球磨川 (大野水位観測所)	6.50	8.00	10.90	12.20
	田浦川 (田浦小付近)	0.87	1.56	2.24	2.70
	小田浦川 (生涯学習センター前)	1.34	1.50	1.50	1.78
	佐敷川 (花東公民館付近)	1.47	2.26	3.51	3.92
	湯浦川 (平生コミセン付近)	3.04	3.20	3.38	4.00
	台風暴風域		暴風域に入る 24～12時間前	暴風域に入る 12～6時間前	
地震		①震度4の地震 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意）	①震度5弱または5強 ②長周期地震動階級3 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	①震度6弱以上 ②長周期地震動階級4	
津波				①津波注意報 ②津波警報 ③大津波警報	
※警戒レベルと紐づいていない					
避難所開設	開設の検討	主要5か所+ペット同行避難所	必要に応じて増設	必要に応じて増設	必要に応じて増設
関係課	・総務課 ・建設課 ・福祉課 ※第三次警戒配備に備え、他の職員も参集準備	・総務課 ・建設課 ・住民生活課 ・福祉課 ※第三次警戒配備に備え、他の職員も参集準備	・全対策部 (班員の出動は、初動対応できる体制に必要な人数を確保の上、各部長の判断とする。)	全対策部（全職員）	

(1)警戒配備体制の取扱

気象情報等に応じた警戒配備体制は、上記のとおりとするが、あくまで目安である。気象状況等は刻一刻と変化するため、状況に応じた対応を行う。進行型災害である大雨や台風は、次の展開がある程度予想されるため、職員の動員について見込みがたつが、突発型災害である地震や津波は予想できない。そのため、職員は、地震や津波が発生した際の対応等について、日頃から災害時行動マニュアル等を確認しておくものとする。

【警戒配備体制における留意事項】

- ① 地震及び津波に関する情報が発表された場合の避難所開設は、その規模に応じて検討する。
- ② 津波に関する情報が発表された場合、避難指示を発令する。職員の動員については、その時点で判断する。

(2)警戒準備

熊本地方気象台等から発表された大雨や台風の予想等で、被害が発生すると予見できる場合は、総務課において気象情報等の収集を行い、避難所の開設等について検討する。

(3)第1次警戒配備

災害発生の恐れのある特別警報、警報又は注意報が発表された場合や災害発生の恐れが予見され、予防的避難が必要と想定される場合などには、町職員の警戒配備体制計画に従い職員を動員し、情報収集及び災害対策活動に当たらせるものとする。

閉庁時における災害担当者の参集は、あらかじめ日直者及び警備員に対して連絡体制を指示しておくものとする。

① 勤務時間外における第1次警戒配備体制の確立

- ア) 勤務時間外に第1次警戒配備体制となったときは、注意報警戒配備に配置された職員、又は日直者、警備員は、直ちに防災担当職員に連絡するものとする。
- イ) 連絡を受けた職員は、第1次警戒配備体制を確立するため、総務課長及びあらかじめ定めた職員に電話等を使って連絡するものとする。
- ウ) 出動した職員は、第1次警戒配備体制が確立後、担当課長に必要な指示を受けるとともに、気象情報の伝達、雨量水位等の災害関係資料及び被害状況の収集にあたるものとする。
- エ) あらかじめ定めた警戒担当職員は、特別警報、警報又は注意報等が発表された場合、あるいは災害の発生が予見される場合には、伝達がなくても自主的に参集するものとする。
- オ) 第1次警戒配備体制出動職員は、勤務時間外に第2次警戒配備体制の確立が必要と認められるときは、総務課長に連絡するものとする。

(4)第2次警戒配備

甚大な災害が発生する恐れがあるとき、総務課長が当該配置を指示したときは、各所属長は、所属職員を指揮監督して、災害応急対策計画に基づく応急措置に従事するものとする。

- ① 総務課長は、第2次警戒配備体制を確立するときは、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部長として、災害の防止、救助等に努めるものとする。
- ② 総務課長は、関係各課に連絡し、所属職員の配置を指示するものとする。
- ③ 各所属長は、必要とする職員に連絡し、第2次警戒配備体制の確立を図るとともに、各所属職員の非常登庁後は、職員の出動状況を総務課長に報告するものとする。
- ④ 勤務時間外に第2次警戒配備を必要とする場合には、動員の招集連絡をとるものとする。

(5) 第3次警戒配備

住民の避難が必要と予見されるような甚大な災害が発生する恐れがあるときなど、町長が当該警戒配備体制を指示したときは、各所属長は、所属職員の全部を指揮監督して、災害応急対策計画に基づく応急措置に従事するものとする。

- ① 町長は、当該警戒配備体制を確立するときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部長として、災害の防止、救助等に努めるものとする。
- ② 勤務時間外に当該警戒配備を必要とする場合には、動員の招集連絡をとるものとする。

(6) 第4次警戒配備

住民の避難が必要と予見され甚大な被害が発生した場合、町長が当該警戒配備体制を指示したときは、可能な範囲で緊急安全確保情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求めることがある。

(7) 災害時の職務分担

別表 第3章第1節災害対策部の事務分掌(P.28~31)のとおりとする。

町長及び各命令権者が登庁できない場合には、別図災害対策本部組織の上席命令権者が指示を行うものとする。

(8) 動員解除

応急措置の警戒配備体制は、次の場合に解除するものとする。

- ① 災害発生の恐れのある注意報、警報等が解除されたとき。
- ② 災害発生の危険性が去ったとき。
- ③ 被害の不拡大が確認され、復旧が軌道に乗り始めたとき。

3 消防団の動員体制

(1) 災害発生の恐れがある場合又は災害が発生したときは、消防団長の指示により各分団長は、団員を指揮して災害対策活動に従事するものとする。ただし、第1次警戒配備体制発動のときは、各分団長は各地域の実情に応じ活動を行うことができるものとする。

(2) 分団長は、消防団活動を行う場合には、消防団長に連絡を行うものとする。

4 他機関への出動及び応援要請

災害発生の恐れがあり、又は災害が発生したとき、災害対策本部長は、必要に応じて関係機関に対し災害応急措置について協力及び応援を要請するものとする。

なお、要請に際しては、関係機関の防災活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、町の公共施設や道の駅たのうらの駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

道の駅たのうらの運営に関しては、「道の駅たのうら BCP」に基づき、道の駅たのうらの管理運営者を主体とし、設置者である町、道路管理者である熊本河川国道事務所、その他関係機関で連携して運営するものとする。

5 災害ボランティアセンターの設置要請及び設置場所

災害対策本部長は、災害が発生し救援活動を行う場合に、人員等の不足により災害ボランティアが必要と判断されるときは、芦北町社会福祉協議会に対しボランティアセンター設置の要請をするものとする。

要請を受けた芦北町社会福祉協議会は、被災後おおむね72時間以内に設置し、運営を行う。

災害ボランティアセンターの本部は、芦北町社会福祉協議会内とし、被災状況に応じ災害ボランティア現地支援センターを設置する。

なお、他の業務と利用が重複しスペースが不足する場合又は移転が必要となった場合は、民有地等も検討して活動拠点の確保を行うものとする。

第3節 気象予警報等伝達計画

気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報等、気象業務法と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等(以下「予警報」という。)を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統、要領などを定めるものである。

1 予警報等の定義

この計画において、特別警報、警報、注意報、津波予報、水防警報、気象情報、火災気象通報及び火災警報の定義は次のとおりとする。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

熊本地方気象台から特別警報、警報及び注意報等が発表されたときは、総務課長は伝達系統により町長、その他関係機関に伝達するものとし、この場合、必要に応じて、当該特別警報、警報及び注意報等により予想される事態に対し、とるべき措置等をあわせて指示するものとする。

特に、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、町長に対する更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すものとする。

また、熊本地方気象台から気象等の特別警報、警報及び注意報等が発表されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で発表の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○ 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

特別警報

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪特別警報(土砂災害)、大雪特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風特別警報(土砂災害)、暴風特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪特別警報(土砂災害)、暴風雪特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、波浪特別警報(土砂災害)、波浪特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、高潮特別警報(土砂災害)、高潮特別警報(浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報

種類		発表基準
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 具体的には、表面雨量指数基準20 土壌雨量指数基準256
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、流域雨量指数基準 吉尾川流域=17.3、天月川流域=12、漆川内川流域=5.6、佐敷川流域=20.1、湯の浦川流域=14.4、宮の浦川流域=7.6、大尼田川流域=8.2、小田浦川流域=8.5、田浦川流域=7.4、乙千屋川流域=8.4 複合基準※ 吉尾川流域=(8, 15.5)、天月川流域=(8, 10.8)、佐敷川流域=(8, 7.3)、漆川内川流域=(8, 4.4)、湯の浦川流域=(8, 12.9)、大尼田川流域=(8, 7.3)、田浦川流域=(8, 6.6)、小田浦川流域=(8, 7.6) 指定河川洪水予報による基準 球磨川[大野] ※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、平地 10cm 以上、山地 20cm 以上になると予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には平均風速 20m/s以上になると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、雪を伴い、平均風速が 20m/s以上になると予想される場合
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には有義波高が芦北地方で 2.5m以上になると予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には潮位が東京湾平均海面上 2.4m以上になると予想される場合

注意報

種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。表面雨量指基準11 土壤雨量指基準156
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、流域雨量指基準 吉尾川流域=13.8、天月川流域=6、漆川内川流域=4.2、佐敷川流域=16、湯の浦川流域=11.5、宮の浦川流域=6、大尼田川流域=6.5、小田浦川流域=6.8、田浦川流域=5.9、乙千屋川流域=6.7 複合基準※ 球磨川流域=(7,75.5)、吉尾川流域=(5,13.8)、天月川流域=(5,6)、漆川内川流域=(5,4)、佐敷川流域=(8,12.8)、湯の浦川流域=(8,11.5)、宮の浦川流域=(5,6)、大尼田川流域=(5,6.5)、小田浦川流域=(5,6.8)、乙千屋川流域=(5,6.7)、田浦川流域=(5,5.9) 指定河川洪水予報による基準 球磨川[大野] ※(表面雨量指基準、流域雨量指基準)の組み合わせによる基準値を表す。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、平地 3cm 以上、山地 5cm 以上になると予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には平均風速が 10m/s以上になると予想される場合

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には雪を伴い平均風速が10m/s以上になると予想される場合
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には有義波高が芦北地方で1.5m以上になると予想される場合
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には潮位が東京湾平均海面上2.0m以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 具体的には実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晚霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には11月20日までの早霜、3月20日以降の晚霜で最低気温3°C以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 具体的には 冬期：平地で最低気温が-5°C以下になると予想される場合 夏期：日平均気温が平年より4°C以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合

(2)気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、次のようなものがある。

①熊本県気象情報

ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報・警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報な情報が発表される。線状の降水帯により非常に激しい雨が予想された場合は、概ね半日前から 6 時間前までに「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけが行われる(本計画書では「線状降水帯発生予測情報」という)。

イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報・警報・注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報等を補完するための補完的な情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときは「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」が発表される。

②熊本県記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表中に、数年に一度しか発生しないような猛烈な雨(熊本県では 1 時間 110mm以上)が観測又は解析され、かつキクルの「危険(紫)」が出現している場合に発表される。

③早期注意情報(警報級の可能性)

警報級の現象が 5 日先までに予想されるとき、その可能性を[高]、[中]の 2 段階で発表される。

④キクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)

土砂キクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、浸水キクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キクル(洪水警報の危険度分布)があり、地図上で 1km四方の領域ごとに 5 段階に色分けして気象庁ホームページに示される。

- ・「災害切迫」(黒) :警戒レベル 5 に相当
- ・「危険」(紫) :警戒レベル 4 に相当
- ・「警戒」(赤) :警戒レベル 3 に相当
- ・「注意」(黄) :警戒レベル 2 に相当

(3)大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」ということばを用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	津波の最大波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

イ 津波予報区

全国には 66 の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

津波予報区	区域
熊本県天草灘沿岸	熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。)
有明・八代海	福岡県(有明海沿岸に限る。)、佐賀県(有明海沿岸に限る。)、長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。)、熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)

(4)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5)緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、特別警報に位置づけられる。

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(6)火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

- ① 熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(7)火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(8)水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(八代河川国道事務所長)が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(9)水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(10)土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。

(11)土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

(12)光化学スモッグに関する情報

光化学スモッグに関する情報とは空気中のオキシダント濃度が一定の基準を超えると、人体に影響を及ぼすことが予想される場合に県が発するものである。

(予報:0.10ppm以上、警報 0.24ppm以上、重大警報:0.40ppm以上)

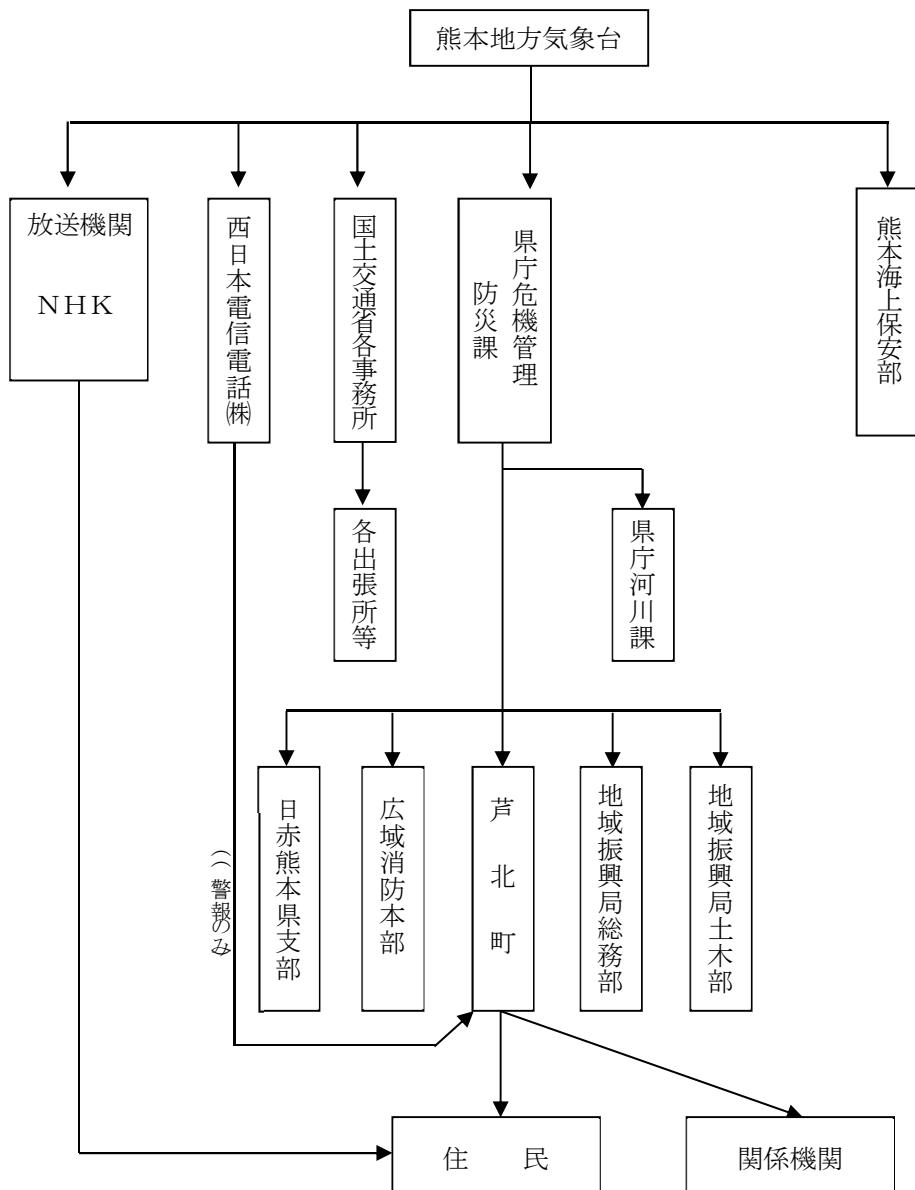
2 予警報等の伝達系統

(1)気象等の特別警報、警報及び注意報は、次の系統図により迅速に伝達し、一般に周知させるものとする。ただし、注意報については、その種類又は時期により、伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。また、特別警報が発表された市町村については、住民に周知の措置を行う義務がある。

(2)土砂災害に関する情報の伝達系統

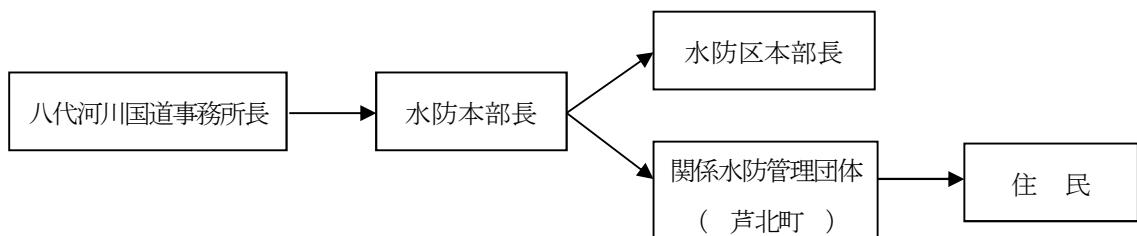
土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、一般に周知するものとする。

① 気象等の特別警報、警報及び注意報、土砂災害警戒情報の伝達系統

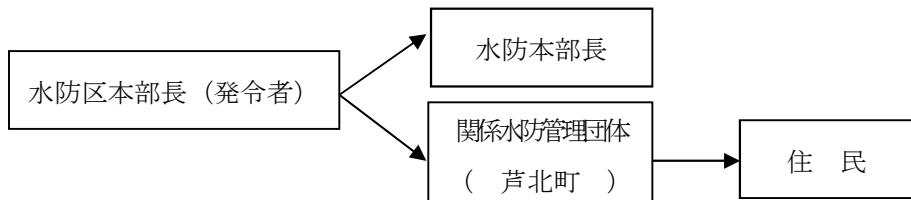


② 水防警報の伝達系統

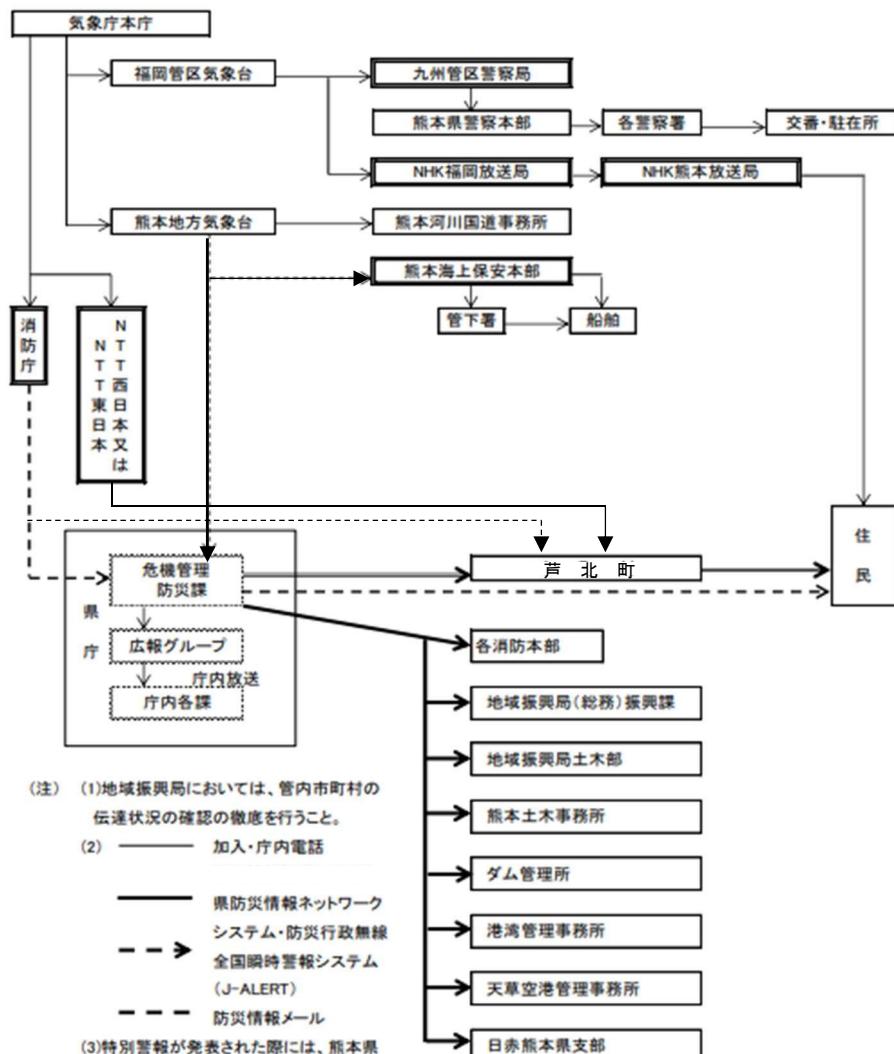
ア) 国土交通大臣が行う水防警報(球磨川水系)



イ)県知事が行う水防警報



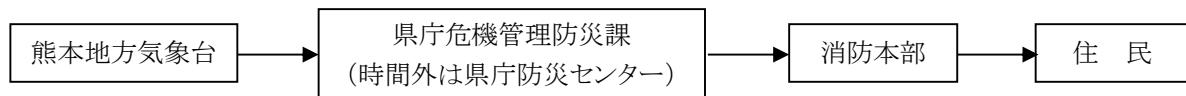
③津波警報等の伝達系統



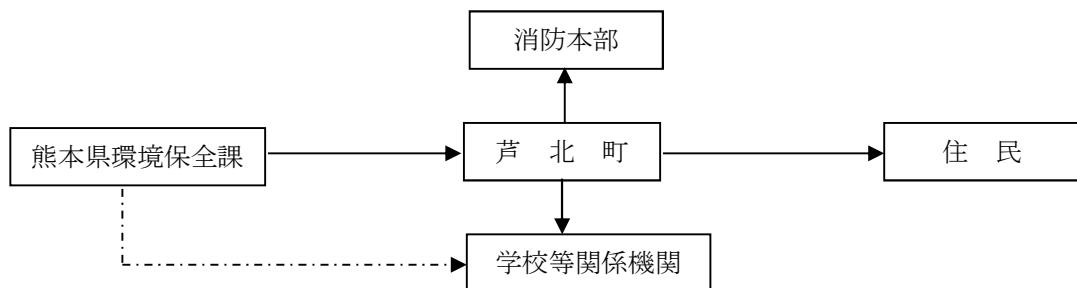
(注)二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

④ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図



⑤ 光化学スモッグ注意報伝達系統図



3 予警報の取り扱い

(1)町における取り扱い

① 気象情報の収集

- ア) 気象業務法に基づく熊本地方気象台が発表する気象情報については、勤務時間中においては総務課において収集するものとする。
- イ) ア)以外の時間においては、日直者又は警備員が収集するものとする。
- ウ) 災害対策本部を設置した場合、防災班において気象情報の収集にあたるものとする。

② 気象等の特別警報、警報及び注意報等の伝達、通報

- ア) 勤務時間中に伝達を受けた気象等の特別警報、警報及び注意報については総務課長が受領し、伝達された気象等の特別警報、警報及び注意報によりとるべき措置として指示された事項については、職員及び住民に対し伝達、通報するものとする。

(ア) 住民への周知

- 防災行政無線
- 広報車(町広報車、消防車両)
- 電話
- 芦北町公式アプリ

(イ) 関係機関への周知

- 防災行政無線
- 電話
- 芦北町公式アプリ

(ウ) 庁内における措置 ※ 出先機関については、電話及びグループウェアとする。

- 府内放送、府内グループウェア、アプリオープンチャット

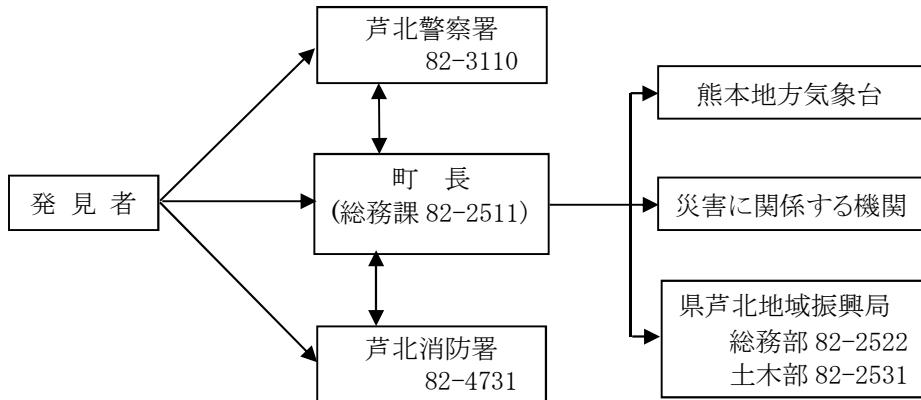
- イ) 勤務時間外に気象等の特別警報、警報及び注意報を受領した日直者又は警備員は、直ちに防災担当職員に連絡するものとする。

- ウ) 予警報伝達責任者を総務課長とする。

4 異常現象発見時における措置

- (1)災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は直ちに、本庁又は警察署、消防署のいずれかに通報するよう周知するものとする。
- (2)異常現象を発見した場合における通報は次の方法による。

① 系統



- (3)町長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、関係住民に周知するものとする。

第4節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における災害予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

1 災害予警報の伝達に関する利用施設

- (1)防災行政無線
- (2)芦北町公式アプリ
- (3)電話
- (4)エリアメール(緊急速報メール)
- (5)災害情報共有システム(以下「Lアラート」という。)

2 被害状況等の収集

- (1)各地区における被害状況の町又は町対策本部への報告は、電話や公式アプリ等によるものとする。
- (2)町長から芦北地域振興局、その他関係機関への報告は、電話によるものとする。

3 前記以外の通信設備の利用

前記1、2による電話の利用が不能となった場合、次の専用電話、無線等を利用するものとする。

- (1)県防災情報ネットワークIP電話
- (2)警察通信施設
- (3)鉄道関係通信施設
- (4)アマチュア無線通信設備(芦北アマチュア無線クラブ災害協力隊)

4 総ての通信設備が途絶した場合の措置

使者をもって対応するものとする。